

令和7年4月11日

市内事業者 各位

やすぎ月の輪まつり実行委員会
実行委員長 本間 多加志

2025 やすぎ月の輪まつり 出店ブースの募集について（ご案内）

平素はやすぎ月の輪まつりの開催につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年に引き続き、やすぎ月の輪まつりの開催にあたり、飲食販売ブースの出店を募ってマルシェの開催を計画しております。マルシェは、期間中に2回開催予定としており、皆様にはぜひご参加いただきまつりを一層盛り上げていただきたいと思います。

つきましては別紙募集要項をご確認いただき、ご希望される場合は、お申込みいただきますようご案内申し上げます。

■送付書類

- (1) 本案内書
- (2) 募集要項・申込方法
- (3) 出店申込書
- (4) 露店等営業規則

■申込締切

令和7年5月14日（水）必着

【お問い合わせ先】

〒692-8686 島根県安来市安来町 878-2

（安来市役所観光振興課内）

やすぎ月の輪まつり実行委員会事務局 担当：田川・福島

TEL : 080-2891-8428（事務局専用）

FAX : 0854-23-3061

E-mail : kankou@city.yasugi.shimane.jp

2025 やすぎ月の輪まつり

(一般事業者) マルシェ出店募集要項

■募集内容

やすぎ月の輪まつりのマルシェに飲食・雑貨等の販売を希望する安来市内事業者の方

■開催概要

	8月9日(土)	8月16日(土)
イベント	花火大会(20:00~20:30) マルシェ (ステージイベントなし)	月の輪神事 マルシェ ステージイベント(17:00~20:00 予定)
出店時間	18:00 ~ 22:00	15:00 ~ 21:00
場所	安来港 (花火大会の実施に併せて開催)	安来市役所周辺 (少雨決行・荒天中止)
出店料	無料	

■申込方法

- 別紙出店申込書を持参または郵送により事務局まで提出してください。

■申込み締切：令和7年5月14日(水) 必着

- 出店にかかる決定通知や詳細は、申込者のみに後日ご案内いたします。
- 〆切を過ぎての申請は、いっさい受け付けません。
- 書類に不備があった場合に、早急に修正等にご対応いただけないときは出店の許可をいたしません。

■提出物

- 出店申込書(兼 出店責任者確認書) / 出店内容

【申し込み・お問い合わせ】

〒692-8686 安来市安来町 878-2

(安来庁舎 2F 安来市役所観光振興課内)

やすぎ月の輪まつり実行委員会事務局

TEL : 080-2891-8428 (事務局専用)

FAX : 0854-23-3061

E-mail : kankou@city.yasugi.shimane.jp

■イベントの中止について

- ・台風接近や警報発令が確認された場合は中止といたします。
- ・8月9日は、花火中止基準等により花火大会が中止となった場合は、マルシェも中止となります。
(花火中止基準：風速 10メートルを超える場合や市街地に向けた北東の風等)
- ・イベント中止による補てん金はありません。

■その他

(会場の設備について)

- ・会場内に給排水所はありません。
- ・近隣への無断排水は固く禁じます。必要な水の確保と廃棄する水の保管は各自で行い、イベント終了後、お持ち帰りください。
- ・主催によるレンタルはありません。出店に必要な電源や備品はすべて各自でご準備ください。
- ・ゴミ箱の設置は行いません。また、ゴミの回収もいたしませんので、各自でお持ち帰りください。
- ・近隣へのゴミの不法投棄は固く禁じます。

(貸出スペースの清掃について)

- ・イベントの終了後、出店スペースはキレイに掃除をしてください。営業開始前に地面や周辺の汚損防止を行うか、終了後しっかりと清掃してください。
- ・終了後、明らかな汚損が地面等に残っていた場合や、近隣での排水、ゴミの不法投棄が判明した場合、次回以降の出店を許可しません。

(火気・電気を使用される場合)

- ・火気・電気を使用(発電機を含む)される場合は、業務用消火器の設置が必要です。
- ・当日は、消防署による点検が入ります。火気類の使用者は、必ず使用期限内の**業務用消火器**を設置してください。※家庭用消火器では出店の許可がありません

(駐車場について)

- ・当日は、1事業者につき1台分の駐車場(テント後ろのスペース)を確保します。
- ・2台目以降は、各自で確保してください。近隣への違法駐車は固く禁じます。
- ・実行委員会で用意している来場者用駐車場への駐車はご遠慮ください。

(連絡事項)

- ・応募多数の場合は主催者側で参加者を決定いたします。
- ・保健所への臨時営業届は実行委員会にて取りまとめのうえ申請いたします。
- ・露店等営業規則は、必ずご確認ください。
- ・臨時営業での飲食出店者は、“飲食出店にあたっての注意事項”を遵守してください。また、許認可を受けている事業者の方も、該当しない部分はあるかと思いますがご確認をお願いします。

飲食出店にあたっての注意事項

計画・準備

□取扱品目（メニュー）は、安全に提供できる品目にする

取扱いを認めない食品

×直前に加熱しないまま提供する食品（アイス、かき氷、ドリンク類を除く）

×加熱後に具材を挟む行為や、加工成型、トッピング等を行うもの

×冷却に多量の水を使うもの

×その他、衛生上危険があるもの

取扱を認めない品目の例	取扱を認めない食材
おにぎり（おにぎらず）、寿司、冷やし中華、クレープ、サンドイッチ、ハンバーガー等	加熱していない肉・魚・野菜、漬物、加熱・冷凍していない果物、生クリーム

□原材料の仕込みは、許可施設等の衛生的な場所で行う。（許可のない個人宅での仕込みは不可）

□当日の出店場所は、次の取扱条件を満たした設備を確保する。

□屋根を設置し、三方を囲うこと

□給排水設備（場所、入れ物）があること

□冷蔵・冷凍保存が必要な食品を扱う場合は、冷蔵・冷凍の保管設備があること

仕込み（当日）

×下痢・腹痛などの症状がある人、手指に傷がある人は仕込みや調理に従事しない。また、家族に下痢・腹痛の症状がある人も調理しない。

□原材料の仕込みや食品の調理は、食品を提供する当日に行う。

・仕込みは許可施設等の清潔な場所で、加熱調理は施設内でいずれも出店当日に行う。

・事前に調理した食品は原則提供できない。

□使い捨て手袋を使用し、清潔な作業衣で仕込みや調理に従事する。

※一度外した使い捨て手袋は再利用せず、新しいものを使用する。

□仕込みや調理前、トイレ後、使い捨て手袋の交換後は必ず石けんを使ってしっかり手洗を行う。

□調理に使用する器具類は、使用の前後にしっかり洗浄し、塩素系漂白剤や熱湯で消毒する。

□原材料の解凍は、冷蔵庫内で行い、解凍後すぐに加熱調理する。

□生肉や生魚を扱う包丁やまな板は専用とし、他の食品用を使い分ける。

□肉・魚・卵に触れた調理器具や手はしっかり洗浄・消毒する。

□清潔な水（水道水）を使用する。

□仕込みをした原材料は、個別に蓋付き容器やビニール袋に入れて保管する。

□原材料は、事前に冷却した温度計付きのクーラーボックス等に入れ、温度管理をして持ち込む。

調理（当日）

- × 下痢、腹痛などの症状がある人、手指に傷がある人は従事しない。
- × 調理は提供直前に行い、前日調理や作り置きをしない。
- × 出店場所で食品のカットやスライス等の仕込み作業は行わない。
- × 生ものの提供や、加熱後の成型、トッピング、挟む行為は行わない。
- × 卵は割り置きしない。
- × 調理したものや残った原材料は翌日以降に持ち越さない。
- 業務につく前、トイレの後、作業の前後、使い捨て手袋の交換後は、必ず石けんで手洗いを行う。
- 調理に使用する器具類は、使用の前後にしっかり洗浄し、塩素系漂白剤や熱湯で消毒する。
- 清潔な水（水道水）を使用する。
- 冷凍・冷蔵保存の原材料は、必ず冷蔵・冷凍庫やクーラーボックスで保存し、解凍は冷蔵庫で行う。
食品を直射日光にさらさない！
- 加熱調理は、中心部までしっかり加熱する。
- 使い捨ての容器で提供する。

弁当や菓子類の販売

- 弁当は「飲食店営業三類」または「（新法）飲食店営業（自ら販売に限る）」または「（新法）そうざい製造業」の許可施設が調理したものを仕入れる。
菓子類は「菓子製造業」の許可施設が調理したものを仕入れる。
- 直射日光を避け、冷所で保管する。（大量の仕入れ・陳列はNG）
- 持ち帰りは避け、早めに食べてもらうよう販売する。
- 消費期限等、適正な食品表示がされたものを仕入れ・販売する。

2. 出店内容（該当するものにチェック）

※日ごとに内容が違う場合は2枚提出してください。両日同じ内容の場合は両日に☑してください。

出店希望日	<input type="checkbox"/> 8月9日 <input type="checkbox"/> 8月16日 <input type="checkbox"/> 両日
出店名 ※チラシ・HP等 に掲載します。	(フリガナ) -----
販売形態	<input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> キッチンカー
サイズ	(間口) 約 m × (奥行) 約 m ※テントまたはキッチンカーをはみ出して使用するスペースがある場合は、はみ出すスペースも含めた間口と奥行を記載してください。 ※ただし、希望のサイズをそのまま許可するものではありません。
従事者数	人
種別	<input type="checkbox"/> 飲食 <input type="checkbox"/> その他 ()
販売品目 (商品名)	① ② ③ ④
火気使用 ※消防署に報告するため、使用するものはすべて記載すること	<input type="checkbox"/> なし ----- <input type="checkbox"/> あり ※複数台の場合は台数も ※電気機器は次に記載するため不要 (使用機器名)
電気使用 ※消防署に報告するため、使用するものはすべて記載すること	<input type="checkbox"/> なし ----- <input type="checkbox"/> あり 消費電力合計約 W (使用機器名)
業務用消火器	設置本数 本 ※火気・電気を使用する場合は設置が必須です。また、当日は消防署の検査があります。

※出店に必要な電源・水等、備品はすべて各自ご準備をお願いいたします（レンタルはありません）。

※申出のない火気・電気類の設置、商品の販売は認めません。必ず記載してください。

やすぎ月の輪まつり露店等営業規則

(やすぎ月の輪まつり実行委員会)

(目的)

第1条 この規則は、島根県暴力団排除条例の精神に則り、やすぎ月の輪まつりの開催によって暴力団及び暴力団員が利益を得ることの絶無を期し、もって、やすぎ月の輪まつりの健全な運営を図ることを目的に、露店等の秩序ある出店と公正な経済活動を助長するため、必要な事項を定めるものとする。

(露店等の出店申込み)

第2条 露店等を出店しようとする者は、出店申込書(所定様式)を実行委員会に提出し、その他の者を露店等で使役する場合には、販売従事者名簿(様式第1号)を併せて提出しなければならない。

(出店の拒否)

第3条 実行委員会は、露店等の出店を申し込んだ者(以下「申込者」という。)及び販売従事者名簿に記載された者が、次の各号の一に該当する場合、露店等の出店を許可しないものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団員と生計を一にする者である場合
- (2) 暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、用心棒料、みかじめ料等名目の如何を問わず、金品を提供する者である場合
- (3) 暴力団の活動又は運営に協力する者である場合

(表明・確約)

第4条 前条の規定を受け、申込者は、第2条の方法により露店等の出店を申し込む際には、実行委員会に対し、現場責任者が自署した出店に関する表明・確約書(様式第2号)を提出しなければならない。

(関係機関への意見聴取)

第5条 実行委員会は、第1条の目的を達成するため、第2条に基づく申込者及び販売従事者について、第3条に規定される出店拒否の対象者であるか否かを確認する目的で、関係機関に意見を聞くことができる。

(出店許可の解除)

第6条 実行委員会は、申込者に対して露店等の出店を許可した後、次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せず、出店許可を取り消すことができる。

- (1) 出店許可を得た者(以下「出店者」という。)及び販売従事者(以下「出店者等」という。)が、第3条各号の一に該当することが判明した、又は該当する行為をした場合
- (2) 出店者が、虚偽の申込みによって出店許可を得たことが判明した場合
- (3) 現に露店等を出店している者が、出店者と異なることが判明した場合

- (4) 出店者等が、第3条各号の一に該当する者を、露店等に立ち入らせた場合
- (5) 出店者等が、営業中に他人に迷惑をかけるような粗暴又は卑猥な言動等をした場合
- (6) 出店者等が、半裸体及び刺青をのぞかせる等の粗野な服装や態度をとった場合
- (7) 出店者等が、実行委員会等関係者の指示に従わない場合

(申請内容の変更の届出)

第7条 やむを得ない事情により現場責任者を変更する、又は販売従事者を追加する場合、申込者は、変更した新たな現場責任者及び追加した販売従事者について、氏名、住所、生年月日、連絡先、本人確認書類（原則、顔写真付き）を実行委員会に届けなければならない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日より施行する。